

4 章 移行前後の業務運用等について(関係省庁関連)

1 移行前後の留意事項等

第 6 次 NACCS に登録されている届出・申請等の情報は、全て第 7 次 NACCS へ移行し、第 7 次 NACCS で後続処理を行うことを可能としていますが、移行処理を円滑に行うため、第 6 次 NACCS で行った届出・申請等は、可能な限り第 6 次 NACCS で手続きを完結していただきますようお願いします。

なお、一部関係省庁業務においては対応が異なりますので、以下の内容をご確認いただき、対応をお願いします。

2 海上入出港、港湾関連業務

第 6 次 NACCS で処理中の海上入出港、港湾関連業務に係る関連データについては、全て第 7 次 NACCS に移行します。したがって、更改前に行った事項登録等のデータ、届出・申請中のデータ等は全て第 7 次 NACCS においても継続して利用することが可能となります。

3 輸入食品監視支援業務

第 6 次 NACCS で処理中の輸入食品監視支援業務に係る関連データについては、全て第 7 次 NACCS に移行します。したがって、更改前に行った事項登録中のデータ、届出中のデータ等は全て第 7 次 NACCS においても継続して利用することが可能となります。

第 6 次 NACCS において MSF01 業務で登録された添付ファイルは、第 7 次 NACCS の新規業務である「通関係関連省庁添付訂正呼出し(MSH11)」/「通関係関連省庁添付訂正(MSH01)」業務で個別の差し替え及び「通関係関連省庁添付一覧照会(MSI01)」業務での照会はできません。更改後に MSF01 業務を 1 度実施することで、MSH11/MSH01 業務での差し替えや MSI01 業務での照会が可能となります。ただし、MSF01 業務を実施時には全ファイルを添付し直す必要がある点にご留意願います。

なお、添付ファイル登録のない移行された届出については、従来どおり審査終了が行われるまでの間、MSF01 業務を実施可能です。

4 植物検疫関連業務

第 6 次 NACCS で処理中の植物検疫関連業務に係る関連データについては、全て第 7 次 NACCS に移行します。したがって、更改前に行った事項登録中のデータ等は全て更改後においても継続して利用することが可能となります。また、第 7 次 NACCS においては、新たに添付ファイルの「書類区分」の項目が追加されますが、第 6 次 NACCS で添付されたファイルの「書類区分」には一律「OT」が設定されます。

※第 6 次 NACCS で植物検疫にかかる「通関係関連省庁添付登録(MSF02)」業務で登録された添付ファイルは、更改後 MSF02 業務で再登録していただくことなく、新規業務の「通関係関連省庁添付訂正呼出し(MSH12)」/「通関係関連省庁添付訂正(MSH02)」/「通関係関連省庁添付一覧照会(MSI02)」業務の実施が可能です。

5 動物検疫関連業務

第 6 次 NACCS で処理中の動物検疫関連業務に係る関連データについては、全て第 7 次 NACCS に移行します。したがって、更改前に行った事項登録中のデータ等は全て更改後においても継続して利用する

ことが可能となります。また、第 7 次 NACCS においては、新たに添付ファイルの「書類区分」の項目が追加されますが、第 6 次 NACCS で添付されたファイルの「書類区分」には一律「AL」が設定されます。

※第 6 次 NACCS で動物検疫にかかる「通関系関連省庁添付登録(MSF02)」業務で登録された添付ファイルは、更改後 MSF02 業務で再登録していただくことなく、新規業務の「通関系関連省庁添付訂正呼出し(MSH12)」、「通関系関連省庁添付訂正(MSH02)」、「通関系関連省庁添付一覧照会(MSI02)」業務の実施が可能です。

6 外為法関連業務

(1)申請窓口コードの変更

第 6 次 NACCS で処理中の外為法関連業務に係る関連データについては、全て第 7 次 NACCS に移行します。したがって、更改前に行った申請したデータ等は全て更改後においても継続して利用することが可能となります。

なお、第 7 次 NACCS において、輸出・役務等申請関連にて使用可能な部署コードが下表のとおり変更となります。第 6 次 NACCS の移行データに変換した値を設定しますのでご注意ください。移行の際に申請済みのデータについては変換がされますが、第 6 次中に作成した.jet ファイルについては変換されないため、**第 6 次中に保存していた.jet ファイルを更改後に再利用する場合は、申請書作成ソフトにて申請窓口コードを変更後のコードに修正し、第 7 次用の.jet ファイルとして保存し直してから申請を行っていただく必要があります。**(第 7 次 NACCS において、変更前の申請窓口コードを入力して申請した場合、受付無効となります。)

経済産業省への問合せ先については変更ありません。

表 4-1 輸出・役務等申請関連にて使用可能な部署コードの変更一覧

部署名	部署コード	
	変更前	変更後
貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課	TSI	SAB
貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室	TAG	SAE
貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室	TWA	SAF
北海道経済産業局総務企画部国際課	SIN	SAP
東北経済産業局総務企画部国際課	DPL	SEN
関東経済産業局総務企画部国際課貿易管理室	MBS	TKY
中部経済産業局地域経済部国際課	NIN	NAG
近畿経済産業局通商部通商課	OTR	OSA
中国経済産業局産業部国際課	HIN	HIR
四国経済産業局産業部産業振興課	ULP	SIK
九州経済産業局国際部国際課	FIN	FUK
神戸通商事務所総務課	KGA	KOB
沖縄総合事務局経済産業部商務通商課	RTR	OKI

(2)外為法関連業務 Web 化の過渡期運用について

第 7 次 NACCS のリリース時点では、Web 化の対象様式は下表のとおりです。

表 4-2 第 7 次 NACCS リリース時点で提供する外為法関連業務の Web 業務一覧

申請様式名称	NACCSパッケージソフト 業務ID	WebNACCS 業務ID
輸出許可申請(※)	JAA・JAB	WJA01
輸出承認申請(共通)		WJA02
輸出承認申請(麻薬等原材料)		
輸出承認申請(オゾン)		
輸出承認申請(バーゼル・廃掃法)		
輸出承認申請(ワシントン)		
輸出承認申請(有害化学物質及び 特定水銀)		
輸入割当承認同時申請(水産物)		WJA03
輸入割当承認同時申請(HFC)		
輸入2の2号承認申請(武器、原子 力関連貨物、ワシントン等)		
輸入2号承認申請(さけ・ます等)		
取下申請	JAC	WJA04
汎用申請	JAH	WJA05
バーゼル移動書類交付申請	JMD	WJA06
添付書類追加	JAF	WJA01～WJA06

(※)貨物と役務の同時申請の場合、引き続き NACCS パッケージソフトでのみ申請が可能です。

NACCS パッケージソフトの JAA 業務にて上記申請様式の申請を行った後、後続の関連処理を WebNACCS にて行うことが可能なのは下表の通りです。(WebNACCS で申請を行った後の後続関連処理については、「電子ライセンス情報照会」に限り、WebNACCS で申請した情報をパッケージソフト(JTS 業務)にて照会が可能です)

表 4-3 JAA 業務にて上記申請様式の申請後に可能な後続の Web 業務

後続関連 処理区分	Web業務
訂正申請	WJA01～WJA03
汎用申請	WJA05
バーゼル移動書類交付	WJA06
進捗状況照会	WJR02
電子ライセンス情報照会	WJR02

(3)申請書作成ソフトのアップグレード

申請書作成ソフトを使用する netNACCS 外為法関連業務利用者は、第 7 次 NACCS 更改に伴い、「申請書作成ソフトと .jet ファイルの関連付け」を「第 6 次 NACCS パッケージソフト→第 7 次 NACCS パッケージソフト」へ変更する第 7 次 NACCS パッケージソフトのアップグレード作業が必要になります。(アップグレード作業の際には管理者権限(Administrator)が必要になります)

7 次 NACCS サービス開始前までにサービス開始版インストーラを使用して申請書作成ソフトのアップグレード作業を実施してください。なお、サービス開始版インストーラの掲載日時については、10 月初旬頃を予定しております。詳細については NACCS 掲示板でご案内いたします。